



漁港・漁村の風景
(写真提供：(公社)全国漁港漁場協会)

CONTENTS

新たな「漁港漁場整備長期計画」について	2
	漁港漁場整備部計画課
日本漁船保険組合の設立について	5
	漁政部漁業保険管理官
「漁政の窓」のアンケート結果について	7
	漁政部 漁政課
平成29年3月分のプレスリリース	8

新たな「漁港漁場整備長期計画」について

漁港漁場整備部計画課

平成29年3月28日に、新たな漁港漁場整備長期計画（平成29年度～平成33年度）が閣議決定されましたので、その概要をご紹介します。

この長期計画は、我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、5年ごとに漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものです。

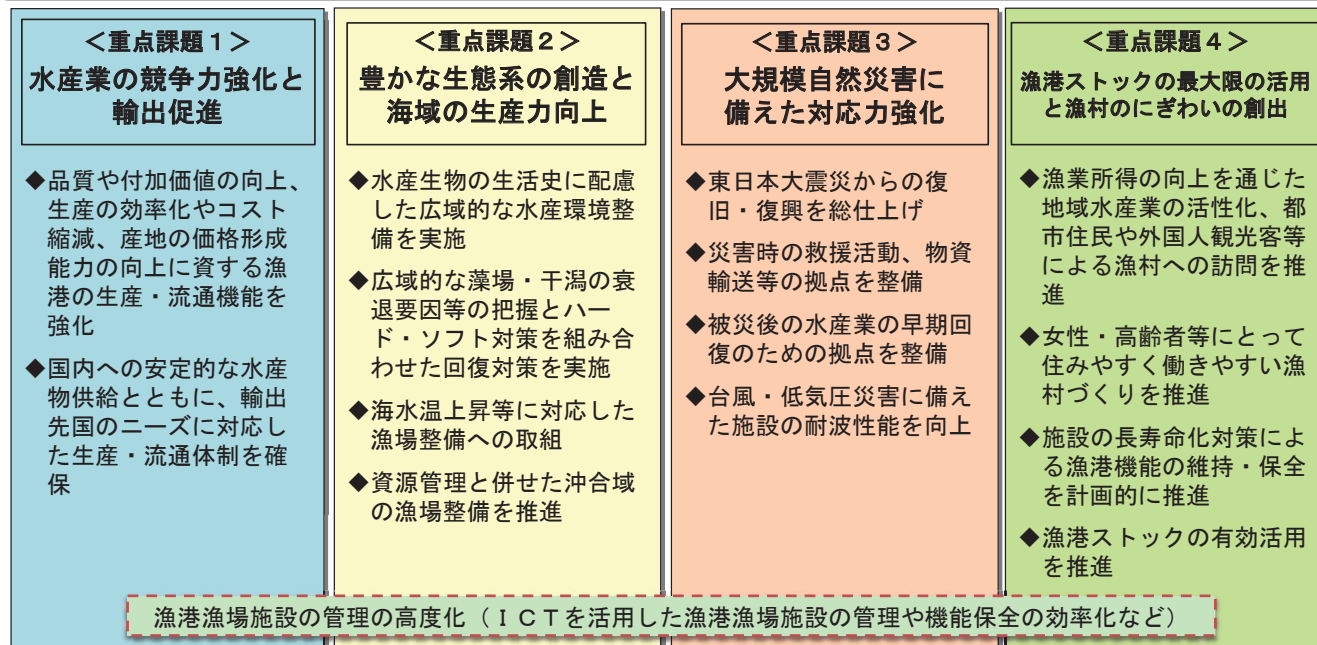
1. 策定にあたっての基本的な考え方

- 世界的な水産物需要の増加、地球温暖化に伴う気候変動、自然災害の激甚化、本格的な人口減少社会の到来など現下の水産業をとりまく情勢に的確に対応するため、重点的に取り組むべき課題を明確化
- 水産基本計画との連携の下、水産物の輸出促進や国土強靱化、まち・ひと・しごとの創生など新たな政府課題への対応との歩調をあわせ、漁港・漁場・漁村の総合的な整備を推進
- 国民にわかりやすい成果目標・整備目標と事業量を設定しつつ、漁港漁場施設の管理の高度化などの新たな手法を取り入れ、事業の効率性や実効性を確保

2. 概要

重点課題と実施の目標

漁港漁場整備基本方針に即して、今後5年間（平成29～33年度）に以下の課題に重点的に取り組む



目指す主な成果・事業量

水産基盤整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定め、漁港・漁場・漁村の整備を総合的かつ計画的に実施

3. 重点課題毎の成果目標と事業量

(1) 水産業の競争力強化と輸出促進

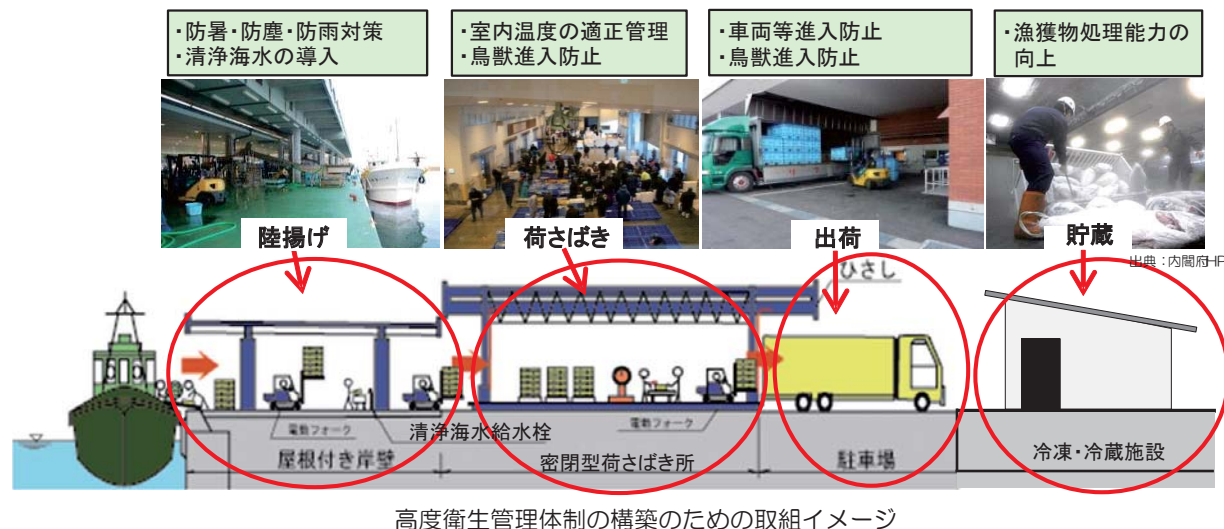
成果目標

流通拠点漁港で取り扱われる水産物のうち、新たに品質の向上や出荷の安定が図られた水産物の取扱量の割合

5年間でおおむね50%

流通・輸出拠点漁港のうち、新たに輸出を拡大させる漁港数

5年間でおおむね60漁港



事業量

- ① 流通拠点漁港における整備漁港数
- ② 地域の中核的な生産活動等が行われる整備地区数

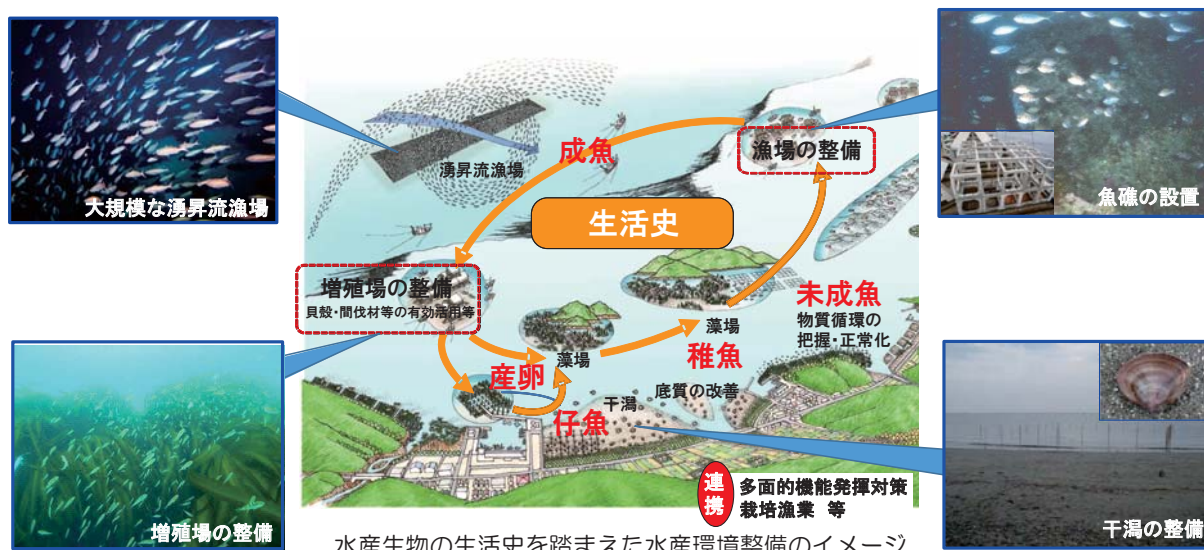
おおむね90漁港
おおむね150地区

(2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上

成果目標

水産資源の回復や生産力の向上のための漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産量

5年間でおおむね8万トン



事業量

- ① 魚礁や増養殖場の整備面積
- ② 漁場の効用回復に資する堆積物除去等の実施面積
- ③ 藻場・干潟の造成面積

おおむね5万ha
おおむね15万ha
おおむね7,000ha

(3) 大規模自然災害に備えた対応力強化

成果目標

地震・津波に対する防災機能の強化対策が講じられた漁村の人口割合

48% (H27) ⇒ おおむね60% (H33)

流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合

0% (H28) ⇒ おおむね80% (H38)

当面おおむね30% (H33)



事業量

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 漁村における防災機能の強化のための整備 | おおむね300地区 |
| ② 流通拠点漁港における主要施設の耐震・耐津波化のための整備 | おおむね 70漁港 |
| ③ 流通拠点漁港における事業継続計画（BCP）等の策定 | おおむね150漁港 |

(4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

成果目標

都市漁村交流人口数の増加数

5年間でおおむね100万人

老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合

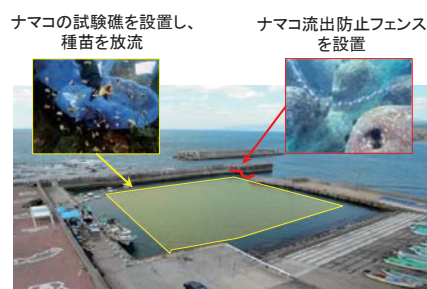
66% (H28) ⇒ おおむね100% (H33)



都市漁村の交流
(修学旅行生による体験乗船)



老朽化対策取組事例



静穏水域のスペースをナマコの増養殖場として有効活用

事業量

- | | | | |
|----------------------|-----------|---------------------|-----------|
| ① 漁村への訪問者増加に資する施設の整備 | おおむね100地区 | ④ 漁港ストックの有効活用に関する取組 | おおむね50地区 |
| ② 漁業集落排水処理施設の整備 | おおむね200地区 | ⑤ 緊急性の高い機能保全対策の実施 | おおむね400漁港 |
| ③ 就労環境改善対策のための整備 | おおむね80地区 | ⑥ 漁港施設情報の集約・電子化の実施 | おおむね900漁港 |

なお、上記重点課題の実施に当たっては、様々な環境の変化を把握し効果的に対策に反映するため、ICTを活用した漁港施設や漁場の管理の高度化を推進。

4. その他

新たな「漁港漁場整備長期計画」に関する詳細な内容は、水産庁ホームページにてご覧いただけます。
(http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/index.html)

日本漁船保険組合の設立について

漁政部漁業保険管理官

1. 漁船損害等補償制度の改正について

漁船損害等補償制度は、昭和12年の制度発足以来、漁業を行う際の最も重要な生産手段である漁船について、災害や不慮の事故等により生じた損害等を保険の仕組みにより填補するものとして、漁業経営の安定に大きく貢献し、我が国水産業の発展に寄与してきました。

昨今、漁業就業者の減少・高齢化の進行、漁船所有者の経営環境の悪化、養殖業における配合飼料価格の高騰等、我が国漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっている中で、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図ることがますます重要となっています。このことから、漁船損害等補償制度等の改善を図り、今後とも漁業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができるよう、昨年（2016年）の通常国会において「漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第39号）が可決・成立し、この4月1日から施行されました。漁船損害等補償制度の主要な改正内容は、①保険の財政的基盤の強化、②保険の填補範囲の拡大です。

①の背景には、漁業就業者の減少・高齢化に伴う保険加入漁船数の減少、高船齢化による保険引受価額の低下等によって、漁船保険事業等を行う漁船保険組合の多くは、引受保険金額が減少し、事業基盤が年々弱体化していくという長期的な課題がありました。また、先の東日本大震災発生時には、巨額の保険金支払いが発生したことにより、被災が大きかった地域の漁船保険組合において自らの準備金のみでは支払保険金の財源が不足する状況が生じたところです。今後、南海トラフ地震等の大規模災害が起こった場合には、同様の状況が生じることが危惧され、保険の財政的基盤の強化が急務となっていました。このため、漁船保険組合の区域制限を廃止するとともに、漁船保険組合の設立認可に係る要件に財政的基盤に係るものを追加することで、全国を区域とする強固な財政基盤を持った漁船保険組合の設立を可能としました。これにより、保険の財政的基盤の弱体化という長期的な課題に対応するとともに、大規模災害発生時においても、保険金の確実な支払いを図ることを可能としました。

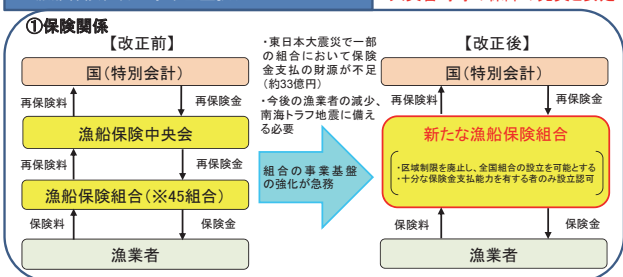
②の背景には、近年、ロシア国境警備隊による銃撃事件や、ミクロネシアやブラジルにおいて拿捕事件等が発生しているものの、従来の制度では、戦争、変乱、襲撃、捕獲、拿捕や抑留（戦乱等）を原因に

漁船損害等補償法の改正前及び改正後の概要

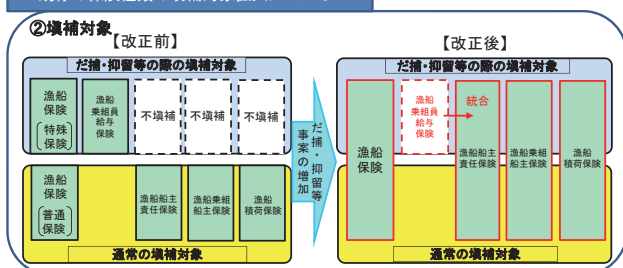
- 漁船損害等補償法は、漁業者にとって最も重要な生産基盤である「漁船」を守る保険として、災害や不慮の事故等により生じた損害を填補するために制定。
- 本改正は、一義的な保険者たる漁船保険組合の事業基盤を強固にするとともに、既存の保険種類の填補対象を拡大することにより、これまで以上に漁業者の経営安定に資することを目的とするもの。

1. 漁船保険組合の事業基盤強化について

大災害時等の保障の充実と安定



2. 既存の保険種類の填補対象拡大について



船保険組合の設立を可能としました。これにより、保険の財政的基盤の弱体化という長期的な課題に対応するとともに、大規模災害発生時においても、保険金の確実な支払いを図ることを可能としました。

事故が生じた場合、船体に対する損害しかカバーできておらず、損害の填補が十分にできないということがありました。また、戦乱等を原因とする場合も含めた船主責任を填補する保険へ加入しない限り、自国への入港を認めない国際条約の締結国も存在していました。今般の制度の改正においては、保険の填補対象を拡大し、戦乱等を原因とする油濁損害（油の流出・排出による水面の汚濁等）、給与損害（抑留中の乗組員の給与支払い）、人命損害（乗組員の死亡、行方不明、障害等）、漁獲物等の積荷に係る損害等も填補可能とすることで、変化する国際情勢や国際条約に適合しながら、漁業者の経営安定を図ることとしました。

2. 日本漁船保険組合の設立について

1. の制度改正を踏まえ、全国に45ある県単位等の漁船保険組合と、全国団体である漁船保険中央会が統合一元化し、より強固な事業基盤を有する組合として「日本漁船保険組合」が本年4月1日に設立されました。この「日本漁船保険組合」は、漁船保険事業等を行い、漁船につき不慮の事故による損害の復旧を容易にするとともに、漁船の運航に伴う費用の負担や賠償責任の発生により漁業経営が困難となることを防止し、漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補填すること等に取り組んでいます。新組合は、本所と49支所1事業所、組合員総数11万9千人、漁船保険の引受隻数170,465隻、役職員数459人（組合員総数及び引受隻数は平成27年度末現在）で幕を開けることとなりました。今後は、強固な事業基盤による安定的な運営や、漁業者への更なるサービスの向上等が期待されています。

日本の漁業を取り巻く環境は厳しいものとなっていますが、水産庁では、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に向け、様々な施策を行っています。その一環として、将来にわたって安定的かつ適切に漁船損害等補償制度が施行され、漁業経営の安定が保障されていくことは極めて重要です。今後とも、漁業者の大切な財産である漁船や漁業経営を保険で支える漁船損害等補償制度の一層の発展に向け、取り組んで参ります。



漁船保険制度の概要

- 漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的とする。
- 漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁船保険組合の構成員相互間の保険として行う相互保険事業。

○ 漁船保険等の種類及び内容

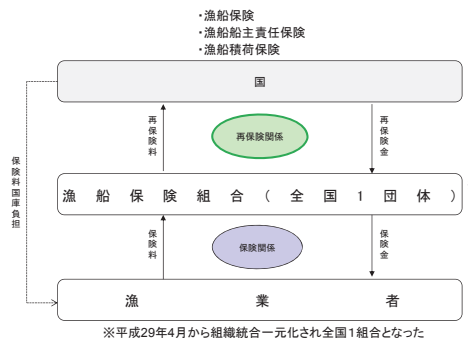
・漁船損害等補償法に基づく保険

漁船保険	滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を補填する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を補填する。
漁船乗組主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を補填する。

※ いずれも特定事故（戦乱、変乱、襲撃、捕獲、拿捕又は抑留によって生じた事故）により生じた損害は特約がある場合に限り補填する。

漁船保険の仕組み

- 漁船保険では、制度の安定化を図るため、一定の財政基盤を有する漁船保険組合が漁業者から保険契約を引き受け、さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が再保険を実施し、特別会計で経理。

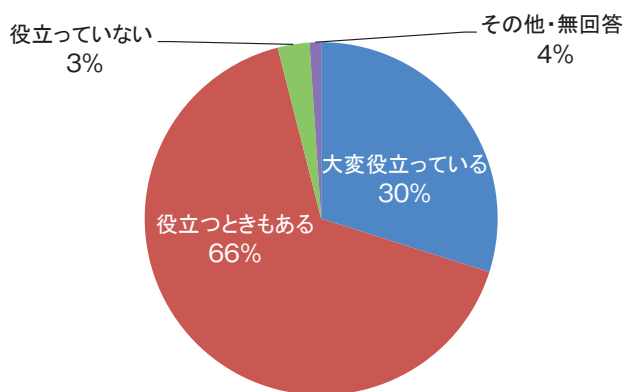


「漁政の窓」アンケート結果

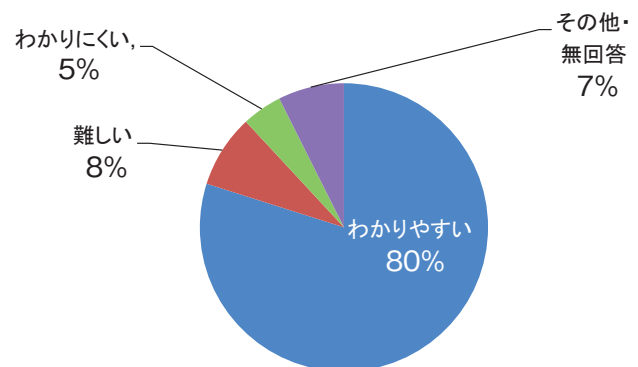
読者アンケートに御協力ありがとうございました

2016年4月に刊行した「漁政の窓」130号から毎月アンケートをお願いしたところ、延べ379人の方々から回答をいただきました。御協力ありがとうございました。いただいた御意見は今後の誌面づくりに生かしていきます。以下に結果をご報告します。

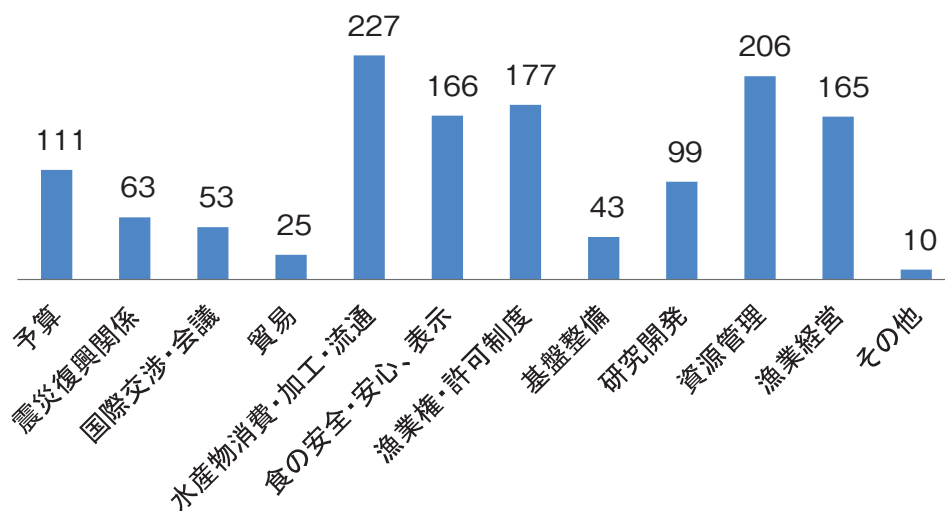
本誌は業務に役立っていますか？



記事の記述ぶりはどうですか？ (表現の難易度)



関心のあるテーマは何ですか？ (複数選択可)



発表年月日	発表事項名	担当課
H29.3.2	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る定置網の共同管理ブロックへの警報の発出について	漁業調整課
H29.3.2	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る九州西部ブロックへの特別警報の発出について	管理課
H29.3.6	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る定置網の共同管理ブロックへの特別警報の発出について	漁業調整課
H29.3.6	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る九州西部ブロックへの操業自粛要請の発出について	管理課
H29.3.8	「浜の活力再生プラン全国推進会議」(第1回)の開催及び一般傍聴について	防災漁村課
H29.3.8	「水産政策審議会 第40回 漁港漁場整備分科会」の開催及び一般傍聴について	計画課
H29.3.9	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る定置網の共同管理ブロックへの操業自粛要請の発出について	漁業調整課
H29.3.10	太平洋クロマグロの資源管理の遵守・徹底に関する全国調査結果について	管理課
H29.3.17	「日ロさけ・ます漁業交渉」の開催について	国際課
H29.3.17	信用事業再編強化法に基づき資本増強を行った宮城県漁協の信用事業強化計画等の履行状況について	水産経営課
H29.3.21	海洋生物レッドリストの公表について	漁場資源課
H29.3.22	「海岸保全施設における水門・陸間等の維持管理マニュアル策定検討委員会」(第2回)の開催及び一般傍聴について	防災漁村課
H29.3.22	「小型船舶安全対策検討委員会」及び「ライフジャケットの着用推進等に関する会議」の第3回合同会議の開催について	企画課
H29.3.27	「日ロさけ・ます漁業交渉」(日本200海里水域分)の結果について	国際課
H29.3.28	新たな漁港漁場整備長期計画について	計画課
H29.3.29	「水産政策審議会 第70回 企画部会」及び「水産政策審議会 第82回 資源管理分科会」の開催及び一般傍聴について	漁政課
H29.3.30	「29年漁期 TAC(漁獲可能量)設定に関する意見交換会(さんま、まさば及びごまさば並びにすわいがに)」の開催について	管理課
H29.3.31	「平成28年度新南極海鯨類科学調査」の終了について	国際課
H29.3.31	平成28年における国内のクロマグロ養殖実績について(速報値)	栽培養殖課 漁業調整課

編集後記 窓辺のカーテン

霞が関周辺の木々の新緑が鮮やかになり、心地良い季節となりました。

今月号は、新年度第1号として新たな漁港漁場整備長期計画と新たに誕生した日本漁船保険組合についての記事を記載しました。

広報班も新規採用者を迎え4月から新たな体制で業務に取り組むことになりました。

「漁政の窓」をはじめ、これかも皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111(内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

水産庁施策情報誌 漁政の窓

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>